令和８年度佐伯市コミュニティバス無料デー実施要領

１　目　　的　　佐伯市コミュニティバスは、通院、通学、買物等の移動を支えるとともに、自家用車を所有していない市民の移動手段として重要な役割を担っている。

一方で、人口減少や自家用車の普及等により、公共交通の利用者は減少傾向にあり、地域公共交通を将来にわたって維持、確保していくためには、コミュニティバスを身近な移動手段として認識してもらい、実際に利用する機会を創出することが重要となっている。

このため、コミュニティバス無料デーを設定し、コミュニティバス利用に係る運賃を無料とすることで、これまで利用したことのない市民や、普段は自家用車を利用している市民が、コミュニティバスを利用するきっかけを作るとともに、既存利用者の継続的な利用を促進する。

また、コミュニティバス無料デーを通じて、コミュニティバスが身近な公共交通であることを実感してもらい、公共交通の関心と利用意識を高めることで、将来的な利用者の確保・拡大につなげることを目的とする。

２　実 施 日　令和８年 12 月 24 日（木）、12 月 25 日（金）

３　実施主体　佐伯市

４　対象路線　佐伯市コミュニティバス全路線
※伯大線、サウスライナーは佐伯市コミュニティバスではないため対象としない。

５　対 象 者　実施期間中における佐伯市コミュニティバス利用者

６　関係法令　佐伯市コミュニティバス運行条例第５条第４項
佐伯市コミュニティバス運行条例施行規則第３条

７　周知方法　市報（12 月号）、佐伯市公式ホームページ、バス停、コミュニティバス車内等を活用し、広く市民に広報する。

８　担当部署　佐伯市 地域振興部 地域振興課 公共交通係
電話：２２－３００５　　FAX：２２－００２５